平成２７年（フ）第２３０号
香川県高松市多賀町１丁目６－３、住民票上の住所香川県高松市磨屋町５番地５
債務者　橋本　浩明
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７５６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番362―304号
債務者　玉寄　友弥
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９１号
仙台市太白区根岸町12番10号
債務者　井上　浩
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田摩美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
広島市南区段原南１丁目７番13―302号
債務者　お好み焼　いりんちゃんこと　大林　晴美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　重代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０５号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目５番９―302号
債務者　船本　哲生（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林由巳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１０号
広島市東区戸坂山根２丁目４番10―104号
債務者　河添寝具店こと　河添　克史
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３４号
広島市安佐北区三入南２丁目13―16―20、住民票上の住所広島市安佐北区三入南２丁目26番６―11―25号
債務者　坂本　経夫
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
愛媛県今治市国分１丁目17番７号
債務者　馬越　敏
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八島　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３５４号
大分県別府市若草町５番22号　協和第２ビル204号
債務者　林　康則
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上垣内悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１６号
石川県輪島市大野町入道11番地16、前住所石川県輪島市河井町６部35番地80
債務者　中津由紀江
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第８１号
岐阜県大垣市長沢町２丁目24番地１　アルバーダ　202号
債務者　岡田　久美（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
山口県宇部市西宇部南４丁目12番２―203号、従前の住所山口市小郡上郷1364番地１（ラフィーネ不動上郷A103）
債務者　江村　淳平
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２９６３号
大阪市東淀川区大道南２丁目13番７―411号
債務者　川崎浩司こと　川﨑　浩司
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２５号
大阪市此花区高見１丁目８番17―707号
債務者　吉竹　文明
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７６８号
大阪府枚方市津田元町２丁目12番15号
債務者　小川　静夫
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７３号
大阪府八尾市楠根町４丁目35番地の１　ルーチェ八尾319号、前住所大阪府八尾市高砂町４丁目73番地の36
債務者　三枝　誠一
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部